

miKiSPORTS (商標) 事件

知財高裁：平成 21(行ケ)10007 (判決日：平成 21 年 6 月 29 日)

商標登録無効請求棄却審決取消請求

判決：請求棄却

概要

除斥期間経過後の「miKiSPORTS」の無効審判請求が棄却され、該審決の取消請求事件。

マルゴシックの「miKi」が識別力を有し、引用商標である miKiHOUSE と本件商標の miKiSPORTS が類似するか否かが争いになったが、miKiHOUSE は周知であったと認められるが、「miKi」が識別力を有するとまではいえないとして請求が棄却された。

不正競争の目的

「不正競争の目的」については、「他人の信用を利用し、ないしは他人の信用に便乗して、不当な利益を得ようとする目的をいうとされるが、不正競争防止法にいう「不正の目的（同法 11 条 1 項 2 号）」即ち不正の利益を得る目的のほか、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的も含まれると解される。」と解説されている（網野「商標」第 4 版、p864-865）。

本件商標の経緯

I（山全商事代表者）が 3 件（「ミキスポーツ」「MIKISPORTS」「mikiports」）出願し、登録。山全商事は通常使用権者。山全商事は T シャツを販売。原告は差止損害賠償請求訴訟を行い、認容された。また 3 件の登録は取消審決を受けた。

本件商標も I が出願し、登録後に被告は I より譲渡を受けた。

裁判所の判断

<判示事項>

商標法 4 条 1 項 10 号を理由とする無効審判請求について除斥期間を設けている趣旨は、私益の保護の観点であること、登録された商標権については、法的安定性が保護されるべきであること等に由来するものといえる。したがって、除斥期間経過後に無効審判請求をすることができるための例外的な規定の要件である「不正競争の目的」の解釈・適用は、上記の趣旨に照らしてされるべきである。

<判断>

1) 本件商標と引用商標の対比(類否の程度等)

本件商標と引用商標は、外観、称呼、観念を異にし、類似しない。

したがって、引用商標と類似しない本件商標について、I が、商標登録出願をし、出願登録を受けたことについて、不正競争の目的があると認定することはできない。

2) 不正競争の目的

①「ミキスポーツ」「MIKISPORTS」「mikiports」等の登録商標を使用する I 及び山全商事の行為は、…出所の混同を生じる使用態様であったことが推認される

②甲 3 事件は、原告商品の商品表示の周知性を根拠とする不正競争防止法に基づく訴訟であり、引用商標と同様の構成の標章がその商品表示の一部を構成するものとされているにすぎない。

③取消審決において、引用商標との間で混同を惹き起こすとされた商標は、いずれも文字のみからなる商標であって、図形と文字商標から構成される本件商標とは異なる。

コメント

不正競争の目的は、商標法 4 条 1 項 19 号、47 条、51 条に見られるように厳しく排除されて

いる。「mikiSPORTS」,「MIKISPORTS」を使用した山全商事の行為が本件商標権の侵害と認定されているので、ペガサス図形を含む本件商標についても、除斥期間の趣旨を含めて慎重な判断がされている。結果的に図形との結合が非類似であると判断された。mikiHOUSEのような著名商標の場合、その一部を取り込んだ商標の使用も不正競争の目的と解されないような注意が必要であるといえる。